

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

きょうは短い時間でございますので、総理に直接お伺いしたいと思います。

実は、今ずっとお話を聞いておりまして、また今回の金融監督庁の設置の問題を含め、これまでの日本の行政のあり方と申しますか、護送船団方式とかいろんなことが言われておるわけでありまして、裁量型の行政ということからルール型の行政へ移行される。ある時期、広中和歌子さんが翻訳をされたエズラ・ボーゲルという人が書いた「ジャパン・アズ・ナンバーワン」というのがベストセラーになった。一九八〇年代には日本型の経営システムというのは本当に世界に誇るものである、こう言われておったわけです。ところが、一九八〇年代終わりからバブルがはじけて九〇年代に入ると、アメリカの経済がどんどんよくなる。

そうすると、どうもアメリカの経済のスタンダードというものが望ましいんだというふうに変わりつつあるのかなど。

そうすると、戦後日本のこれまで進めてきた裁量型の行政と言われるものを本当に今変えなければいけないのかどうかということについて十分な論議がされてきたのか、された上での提案だろうと思いますが、その意味で私は、その点を非常に危惧するのは、例えば先ほど益田委員もお話しなさっていましたが、日本のいわゆる資本市場なり日本のマーケットというものを、アメリカが実は例えば戦略的なMアンドA、敵対的な買収というようなこと、これも含めて実はやりたいと思っている。

そういう大きないわゆる資本市場をめぐるある意味では戦略的な流れというものがある中で、日本がそれを、わかりました、じゃ採用しましょうと、こういう判断に立たれているのかどうなのか、このあたり総理、どのようにお考えでございましょうか。

国務大臣（橋本龍太郎君） 逆に、バブルのさなか、私はよくアメリカの経済人たちから、日本企業が我々の資産をどんどん買いつけている、ある場合敵対的買収をも含めて我が国に投資をしている、余りに行き過ぎではないか、そうした意見をしばしば聞かされました。そして、結果として実は必ずしもそれがうまくいったケースばかりではなかったわけです。ニューヨークの有名なビルを買って損をされた企業もあります。また、ハリウッドに進出をし極めて国民的な反発を招いてやけどをされた企業もあります。同時に、進出して非常に現地に根をおろし、見事な業績を上げておられる企業もあります。

私は、アメリカも日本に投資をしたいと考えることが悪いことだと思っておりません。その上で、公正な競争というものは担保されなければならないと思いますし、物によって我々は戦略的にそう簡単に譲れないというものを持っております。そしてまた、そういうものを持っておりました。そして、しばしばアメリカとの間でも厳しい交渉をしてまいりました。

しかし、今国際的にまさに企業の方が国を選ぶ時代に入ってきている。そして、我が国の企業も投資先を選んでおります。そういう時期に我々はやはりよそから投資をしてみたいという魅力を持つ国をつくっておく必要はないでしょうか。かつては我々は、まさに追いつき追い越せの時代としては、よそから投資をするほどの魅力は持たなくても、国内における競争の中から外に出ていく力を持つということに全力を傾けてきました。今その考え方は一つのもう限界に達していると皆が思っているんじゃないでしょうか。

そして、私たちは、我々の中から新たな研究開発により新たな産業が生まれ、それが世界をリードしてくれることを心から願いますけれども、いずれにしても熾烈な国際競争を産業間においても行わなければならないことは避けて通れません。

となれば、私は、我が国が投資に値するだけの魅力を持っておくべき、その気持ちは確かにございます。

峰崎直樹君 私も総理と同じような気持ちですね。

今の比率でどうなっておりますか、直接投資は日本から出しているのは十三で、入ってくるのは一だという、たしかこれは何年か前の数字ですから、それは私もそのとおりだと思う。

ただ、日本的な経営と言われているものの中で、例えば長期取引というものがございませぬ。

すなわち下請、系列、これがいいかどうかは別にして。そうすると、そういう長期的に安定的な関係を持っているがゆえに、さまざまな商品の開発であるとかそういう問題において、諸外国に比べてこれは日本の中ですぐれたシステムじゃないか。

つまり、アメリカの場合あるいは国際的な場合に、今株主を中心とした恐らく株主優位の企業システム、コーポレートガバナンスの問題でいえばそういう問題も当然出てくるわけですが、そうすると非常に目先の利益を重視する経営と、それから日本のようにかなり長期的な利益を大切にするというような経営と、果たしてこれは国際的に見て、こういういいものはやはり私たちの日本の中では残していこうじゃないかとか、そういうことの熟慮なりあるいは議論なりというものが十分踏まえられていったのかどうかという点が、今度の六大改革もそうです、ビッグバンと言われているものもその点が果たして十分に検討された上で出されてきているのだろうか。

そうしないと、また情勢が変わると、またがってのものへ戻しましょうとか、そういうある意味では日本的なといいますか、日本の風土というものの中にあった一つのシステムというものが、やはり私自身は非常にそこの中を十分議論されるべきものではないかなというふうに思って実はしているわけでありませぬ。もちろんこれは細かい点がいろいろございませぬ。

そこで総理、もう一点、実は今金融監督行政やっておるわけですね。そうすると、検査監督業務というものがこのような形で透明になって、しかもそれは自己的にきちっとルール

に基づいて監査していこう、こういう形へと転回し始めていますね、裁量型から。ちょっとこれ話が飛ぶかもしれませんが、そうするとこれは、単に金融の面だけでなく今後の日本の行政の仕組みの中にできるだけそういうものを展開しようとするときに、私は一つ重要な問題として、これは行政改革というよりも国家の三権分立に関連する問題で、裁判制度というものが果たしてこの国では十分機能しているのかどうなのかな。

つまり、実は私昨日、十年前の国鉄清算事業団、あの方々が今裁判でずっと来て、和解するとかしないとかという今議論に来ているんです。もう十年間たったんです。

あのとき、当時の中曽根総理大臣は、一人たりとも路頭に迷わせないということで、実は行革でああいう形になって今日に来ているわけです、いい悪いは別にして。十年たってもまだ高等裁判所の判決も出ておりません。最高裁まで行ったら何年かかるんだろうか。そうすると、本来裁判でもって片をつけなきゃいけない分野が日本の場合にはどうも和解という形、これは和解という表現がいいのか、それとも言ってみれば話し合いといいますか、そういうルールで決めていくという金融行政の監督のお話を今しておりますが、よく考えると日本社会の中にはそういう一つのところだけでこのルール型に持っていきよと言っても、日本社会全体の中に、そういうある意味では日本の国家システムの中にそういうものが組み込まれてしまっているんじゃないかな。

その意味で、私は総理大臣が六大改革とおっしゃっていた中にその三権分立、すなわち司法というものがどうも裁判官の数だとかあるいは検事だとかあるいは弁護士だとか、こういうものが日本の場合にはアメリカと違って逆に少な過ぎて、いや裁量型であるがゆえに少ないのかもしれない、そうすると裁量型であるがゆえにそこにさまざまな問題が入ってくる余地があるのではないか、そういった点の改革ということについて、総理はどのように考えておられるのか、この機会にちょっと金融とは離れてしまえますけれども、お聞かせ願えればと思います。

国務大臣（橋本龍太郎君） ちょっと、議員が例に引かれましたのが旧国鉄改革に関連する問題でありますので、多少……

峰崎直樹君 それは別に……

国務大臣（橋本龍太郎君） いや、これは私反論させていただかないと困るんです。当時の運輸大臣としては、間違いなしにあの方々に何回新しい職場を御紹介し、あっせんをし、再就職をしていただこうとしたかを、関係者の苦労を私はよく存じております。同時に、国鉄改革というものが国会においていろいろな御意見の末に法律として明示をされ、方針が決められたそのプロセスの渦中の人間でもあります。そして、今残念ながら失業率がなかなか改善をしないという状況の中で、清算事業団に残られた方々にどれだけ多くの就職機会が提供されたかを存じておりますだけに、今それがなお御自分たちの御意見に固

執をされて混乱が残っているということを私は大変残念に思っております。

その上で、私は日本人というのは確かに訴訟社会にもともと向かない人種だったんじゃないかと思っております。むしろ和解あるいは調停という手法の方がなじむ国民性を持っていたんじゃないでしょうか。それが次第次第に欧米型というヨーロッパにちょっと悪いのかもしれませんが、アメリカ型の訴訟社会にだんだん移行しつつあるのかもしれませんが、私は余りその訴訟社会というものは見習いたいとは思いません。

そして、私はきょう初めて、この行政改革を初めとした幾つかの六つの改革のテーマを口に出してから、スピードを上げろ、上げろという御意見は毎回ちょうだいをしましたけれども、冷静にそういうところまで考えてスピード調節の必要性を言っていたのはきょうが初めてでありまして、私はそういった意味でこれは心からお礼を申し上げます。

その上で、むしろ私は、確かに日本の企業が中長期的な経営方針を持ち、そうした方針で人材の養成もしてきたという過去の手法はいいところを持っていると思いますし、その根幹はこれからも残ると思います。しかし同時に、若年労働力が次第に逼迫をし、高齢化の進む中において、終身雇用制という今まで持っていました我が国の一つの特性というものも当然ながら変化をしていくでありましょう。バッファをどこで持つか。これは人材派遣であり職業紹介という部分、ここになってくるだろうと思います。言いかえれば、そうしたバッファを許すだけの社会を我々は築いていかなければならない、そのようなことではないでしょうか。

峰崎直樹君 私は改革に反対ではございませんので、念のために申し上げたいと思いません。

と同時に、国鉄清算事業団の働く人たちに対するさまざまな働きかけがあったこともよく存じております。私自身が申し上げたかったものは、そういう三権分立の司法という分野で、訴訟社会がなじむなじまないというのはそれは恐らく一つの見方だろうと思うんですが、そういう権利の道というものが五年も十年も十五年も二十年も、実は裁判の結果が出ないといったところにそのシステムの欠陥があるんじゃないかということをお願いしているわけでございます。

時間ももうほとんどなくなりました。最後になりますが、そのさまざまな金融検査監督、このありようがどうであったかは別にして、第一勧業銀行や野村証券その他で今不祥事が起きているわけでありまして、この企業というものに対するコーポレートガバナンスの問題について、実はドイツでは監査役会というのがございます、それが取締役会です。フランスでは取締役会の、このいずれもドイツもフランスも従業員代表というのが入っているんです。日本の場合は取締役会というのは本来取り締まらなきゃいけない業務部長、例えば人事部長兼取締役、取り締まる人が実は取り締まられているという妙なぐあいになっているわけですね、表現とすれば。

日本の企業のコーポレートガバナンスのありようというのは本当におかしいなと思うん

ですが、今おっしゃられましたように雇用の問題というのはこれからの改革にとって大変大きい問題だと思うんですが、そういった場合に企業内のデモクラシーの問題を考えたときに、今申し上げましたようなドイツであるとかあるいはフランスで行われているような従業員代表というものを監査役の中に加えていくという、そういうことについてのお考えを聞いて質問を終わらせていただきたいと思います。

国務大臣（橋本龍太郎君） これは、ある意味では民間企業、個々の倫理の問題でもありますから、余り政府が口を出してはいけない分野なのかもしれません。しかし、それは企業がみずからの行動というものをきちんと律していく、それだけの自己責任を持っているということが基本でありまして、政府としてもその意味では企業がそれぞれの社会的責任というものを自覚して行動することを求めなきゃなりません。そして、それができないというのであれば、私は日本に合った仕組みは考えなければならないと思います。

これは今まで何回か取締役制度、監査役制度について変更が加えられてきた経緯を委員よく御承知でお尋ねでありますから、それを繰り返すつもりはありません。ただ、やはり私はその上で、先ほど議員からも述べられましたように、自己責任原則というものを伴った、それに基づいて国際的にも通用するルールを日本に合った形でつくる努力というものはこれから真剣に検討されるべきもの、それが社外重役なのか監査体制の強化なのか、あるいは社員重役という言い方はおかしいですが、社員監査でしょうか、いろんな仕組みを私は考えられると思うんですが、どれが日本に一番合うのか。

しかし、どんな制度をつくりましても悪用する人間がいたのではどうしようもないわけでありまして、自己責任原則というものに対する責任感というものだけはすべての企業に持ってもらうなければならない倫理性だと思います。

峰崎直樹君 ありがとうございます。